

令和7年第12回桶川市農業委員会総会 議事録

令和7年12月23日(火) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 青木孝一、2 新井淳一、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、6 小峯健治、7 渋谷安弘、8 白根菊枝、9 砂川富夫、
農地利用最適 化推進委員	1 秋山重樹、2 坂巻達也、3 須田眞通、4 住谷行雄、5 竹内行雄、6 野本明男、7 早川隆、8 本木悟
【欠席委員】	5 植野成美、10 原島貞夫
【傍聴人】	なし
事務局長	只今より、令和7年第12回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員10名のうち8名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、青木委員にお願いします。
青木委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 7番の渋谷委員と、1番の青木委員にお願いします。
議長	それでは、次第の4「議事」に入ります。 第1号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明願について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第1号議案について説明させていただきます。 買取申出者、主たる従事者の氏名、住所、対象地番、地目、面積は資料

	<p>記載のとおりです。被相続人が死亡したことにより、相続人が対象地を相続しました。</p> <p>今後、生産緑地の解除を行うには、被相続人が生前に主たる従事者であったことを確認し、その者が生産緑地を農地として経営することが困難であることを適正に判断することを農業委員会として求められています。そして、その旨を証明する証明書が必要であるため、今回の申請に至っております。今回の被相続人は亡くなっておりますので、農地を経営することが困難なことは、明らかですので、生前に主たる従事者であったことを確認することが重要となっております。</p> <p>今回は事務局で相続人に対し、聞き取り調査を行いました。被相続人は、98歳で亡くなったようですが、95歳までは年間150日農業に従事していたとのこと。95歳以降は、施設に入所し、農作業はできなかったとのこと。対象農地では露地野菜を栽培していたとのこと。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査 副班長の小峯委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
小峯委員	<p>それでは報告させていただきます。12月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、10件です。</p> <p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。</p>

	<p>農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の4つの要件を全て満たすことが必要になります。</p> <p>1つ目が、全部効率要件です。</p> <p>申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。</p> <p>申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があります、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、地域との調和要件です。</p> <p>申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>4つ目は、法人の場合のみに適用されますが、農地所有適格法人の要件を満たしていることとなります。詳細については、法人組織の形態要件、事業要件（主たる事業が農業であること）、構成員要件（法人内で農業に常時従事する者が総株主の議決権の過半を有すること）、常時従事要件（常時従事者たる構成員が取締役等の過半を占めること）となります。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっています。譲渡人については、農業をやっておらず、農地の管理が難しいことから、今回の申請に至っております。</p> <p>譲受人は、世帯で14157㎡の農地を耕作しており、今回の対象農地の隣接地を所有しております。</p> <p>事務局で確認したところ、所有する農地について、おおむね適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。</p> <p>農地台帳上は、保有している農業用機械も十分ですので、購入した農地の耕作は十分可能と思われれます。</p> <p>また、譲受人は年間150日農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
小峯委員	<p>それでは報告させていただきます。</p>
	<p>12月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がありませんでした。</p>

議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっております。譲渡人については、農業をやっておらず、農地の管理が難しいことから、今回の申請に至っております。 譲受人は、世帯で 2238 m²の農地を耕作しており、今回の対象農地の内、1筆は賃借しております。 事務局で確認したところ、所有する農地について、おおむね適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。 保有している農業用機械も十分ですので、購入した農地の耕作は十分可能と思われれます。 また、譲受人は年間 350 日農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査 副班長の小峯委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
小峯委員	<p>それでは報告させていただきます。 12月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号件について何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号件について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、贈与となっています。譲受人は、世帯で17244 m²の農地を耕作しております。</p> <p>事務局で確認したところ、所有する農地について、適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。</p> <p>保有している農業用機械も十分ですので、購入した農地の耕作は十分可能と思われます。</p> <p>また、譲受人は年間300日農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査 副班長の小峯委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
小峯委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>12月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第3号件について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p>

議長	<p>続きまして、第4号件についてですが、議案について、関係する委員（白根委員）がおりますので審議に入る前に、一度ご退出をお願いいたします。【白根委員退出】それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっています。譲受人は、世帯で1281㎡の農地を耕作しております。譲受人の耕作地は、今回の申請地となっております。</p> <p>保有している農業用機械については、添付資料のとおりです。</p> <p>また、譲受人は年間150日農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。譲受人の居住地と申請地は若干距離がありますが、申請地の隣接地に農業用機械を保管しております。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査 副班長の小峯委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
小峯委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>12月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第4号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第4号件について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。それでは、退出した白根委員に戻るよう伝えてください。</p> <p>続きまして、第5号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっています。譲受人は、世帯で196,538㎡の農地を耕作しております。</p> <p>事務局で確認したところ、所有する農地について、適正に管理してお</p>

	<p>りますので、全部効率要件を満たしていると考えております。</p> <p>保有している農業用機械も十分ですので、購入した農地の耕作は十分可能と思われます。</p> <p>また、譲受人は年間 300 日農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査 副班長の小峯委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
小峯委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>12 月 17 日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 5 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第 5 号件について、承認とのことによろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 6 号件から第 9 号件については、関連性があるとのことですので一括して審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっております。まず全部効率利用要件と常時従事要件については、代表取締役が年間 300 日従事しており、トラクター 7 台、農業用自動車 5 台の他にも多数の機械を保有しており、問題がないと考えられます。会社の所在地が、春日部市となっておりますが、今回の申請農地の、隣接地に農業用機械を保管しております。また、その他従業員の従事状況から、0.4ha の農地を新たに取得しても適切に耕作される可能性は高いと考えられます。</p> <p>地域との調和要件については、栽培予定作物はみかんです。周辺農地の状況から、周辺農業に悪影響を与えることは考えづらいと思われま</p>

	<p>す。</p> <p>次に法人組織の形態要件については、株式会社であることから問題はありません。構成員要件については、常時従事する者である代表取締役、取締役が総株主の議決権の過半を有していることから問題ありません。常時従事者たる構成員が取締役等の過半を占めることから問題がない状況です。桶川市内にすでに農地を所有しており、その土地の管理も適切におこなっていることも確認済みです。また、農地法上の違反もなく、既存の営農型太陽光発電の下部農地についても、きちんと管理されていることが確認できましたので、事務局としては問題がないと考えております。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査 副班長の小峯委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
小峯委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>12月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第6号件から第9号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第6号件から第9号件について、承認とのことによろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第10号件についてですが、議案について、関係する委員（白根委員）がおりますので審議に入る前に、一度ご退出をお願いいたします。【白根委員退出】 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>所有権の移転をする案件となっております。原因事項は、売買となっております。まず全部効率利用要件と常時従事要件については、取締役が年間300日以上従事しており、農業用の機械も多数保有しており、問題がないと考えられます。</p> <p>地域との調和要件については、栽培予定作物は露地野菜です。周辺農地の状況から、周辺農業に悪影響を与えることは考えづらいと思われま</p>

	<p>す。</p> <p>次に法人組織の形態要件については、株式会社であることから問題はありません。構成員要件については、常時従事する者である取締役が総株主の議決権の過半を有していることから問題ありません。常時従事者たる構成員が取締役等の過半を占めることから問題がない状況です。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査 副班長の小峯委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
小峯委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>12月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第10号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第10号件について、承認とのことによろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのこと、承認決定とさせていただきます。それでは、退出した白根委員に戻るよう伝えてください。つづきまして、第3号議案「農用地利用集積等促進計画（案）について」事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案第1号件について説明させていただきます。</p> <p>出し手と受け手の間に農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が入る貸し借りとなります。</p> <p>まず1号件ですが、3筆、1384㎡となっております。こちらは使用貸借権の設定で、期間は5年間となっております。また、通作距離や農機具の保有状況についても問題がないと、事務局では考えております。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査 副班長の小峯委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>

小峯委員	<p>それでは報告させていただきます。12月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第3号議案第1号件についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 つづきまして、第2号件について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、第2号件ですが、2筆、2447㎡となっております。こちらは使用貸借権の設定で、期間は5年間となっております。農地購入後は果樹を植える予定とのことで、市外の法人ではありますが、農地所有適格法人のため農地の購入が可能となっております。また、その他保有している農地につきましてもきちんと管理していることが確認できたため、農地の購入については問題がないと考えております。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査 副班長の小峯委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
小峯委員	<p>それでは報告させていただきます。12月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号件についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第2号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 つづきまして、第3号件について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	次に、第3号件ですが、2筆、1159.08㎡となっております。こちらは使用貸借権の設定で、期間は1年間となっております。借受人について、現在耕作している土地について正式な形で貸借の手続きをとっておりませんが、今回申請のあった土地について1年間借りている実績があるため、中間管理を通して正式に手続きを行いたいとのことで申請に至っております。また、すでに耕作をしているとのことですが、雑草が繁茂し、ぶどうの収穫も行われず、放置されている状況です。事務局で1か月前に状況を確認してから、変化はほとんどないような状況です。このことから、年間200日従事しているという申告ですが、疑義がある状況です。また、中間管理機構から書類の不備を指摘されており、このままでは手続きが進まない状況となっております。 また、現在申請者本人は入院中で補正対応が難しいとのことですが、書類の不備は解消されたとしても、現在の農地の管理状況が一定の期日までに改善されない場合については、農地の管理上、支障がある旨の意見を付すこととします。なお、現地の改善が行われた場合は、必要に応じて農業委員会で再調査をおこなうこととしていただければと思います。事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査 副班長の小峯委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
小峯委員	それでは報告させていただきます。12月17日に現地調査を行いました。雑草が繁茂し、ぶどうの収穫も行われず、放置されている状況で、申告のあった200日従事しているかも怪しい状態でした。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第3号件についてですが、何か質問等ありますか。
農業委員	必要書類の提出がないため、審議するに至らないのではないでしょう

	か。
事務局	今回の申請は農地中間管理機構を通しての手続きのため、申請の内容を認めるか否かについては農業委員会にその権限がありません。農業委員会の権限は、意見を付すことまでにとどまります。
農業委員	実際に申請地を確認しましたが、申請地がしっかりと管理されているようには見えませんでした。ですので、申請者が農地中間管理機構を通した手続きを行いたいという意思が強いのであれば、申請地がしっかりと管理されるまでは様子を見るべきだと思います。
事務局	現時点では、申請地の管理状況に問題があると、事務局では考えています。
議長	他に質問はありますか。 無いようですので、お諮りいたします。 第3号件について、事務局案のとおりでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして次第の5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。
事務局	それでは、第5条第1項第6号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第5条の届出が3件となっており、転用目的は、住宅敷地が3件となっております。 なお、令和7年12月12日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。
事務局	まず、桶川市農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。 今月は説明のみとさせていただきます、来月に現地調査を行った上、農業委員会の意見をまとめる予定となっております。

	<p>それでは、「桶川市農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。表紙を開きますと、除外申出一覧がございます。令和7年11月に受け付けた農用地区域の除外申出は、従業員駐車場が1件、自動車修理工場が1件、診療所が1件、自己用住宅敷地が2件、資材置場（敷地拡張）が1件の計6件となっております。</p> <p>【1148号件～1153号件について、資料のとおり概要を説明】</p> <p>以上6件が、令和7年11月に受け付けた除外申出になります。ご質問や懸念事項等がある場合は、後ほど事務局までお知らせいただければと思います。</p> <p>最後に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和8年1月15日（木）の午前9時から、第1班が行いますので、市役所2階の会議室201にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和8年1月26日（月）の午後2時から、市役所3階の会議室304で行いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。 無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。 それでは、青木委員に閉会をお願いいたします。</p>
青木委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後3時52分</p>